

ボーリングコア保管倉庫の賃貸借  
仕様書

令和8年5月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
敦賀事業本部 新試験研究炉推進室

## 1. 件名

ボーリングコア保管倉庫の賃貸借

## 2. 目的及び概要

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）新試験研究炉推進室では、文部科学省の試験研究炉整備等促進事業費補助金にて、「もんじゅ」サイト新試験研究炉の整備に係る研究開発等に資するため、設置許可申請に向けた地質調査を実施している。

本件は、当該地質調査により採取したボーリングコア（薄片等を含む。）を適切に保管するため、必要な倉庫を賃貸借することを目的とする。

## 3. 賃貸借期間

賃貸借期間は、令和8年8月1日から令和9年3月31日までとする。（8ヶ月間）

なお、翌年度以降については、当該補助事業に係る予算措置がされることを前提に、継続して契約を締結する予定である。

## 4. 契約範囲

本契約の対象は、次のとおりとする。

- (1) ボーリングコアを保管する倉庫及び観察部屋
- (2) 前号において、収納棚等がない場合はその什器設置
- (3) 倉庫及び観察部屋の使用に必要な光熱費並びに消耗品（電球等）及び維持管理費は貸主管理とする。

## 5. 施設条件

本契約における倉庫の要件は次のとおりとする。また、倉庫はボーリングコアを適切に保管でき、関係者の現地確認に合理的なアクセス（敦賀市街地で公共交通機関又は自動車による現地までの移動が可能）が確保されていることを前提とする。

### (1) 倉庫の条件

#### ① 規模

- ・ 使用可能延床面積が 250m<sup>2</sup> 以上であること。
- ・ 床の耐荷重が棚及びボーリングコアの総重量に耐えられる設計であること。
- ・ 天井高さが 2.5m 以上であること。
- ・ 搬入及び取出し作業に支障のない空間並びに通路幅を有すること。

#### ② 構造

- ・ 屋内保管が可能な建屋であること。
- ・ 雨水の浸入がなく、浸水のおそれがない構造であること。
- ・ 床面が著しい傾斜を有しないこと。

#### ③ 環境

- ・ 倉庫内及び観察室の温度は常温（約 10～30℃）に管理できること。
- ・ 倉庫内及び観察室の相対湿度が概ね 40%～70%に管理できること。
- ・ 換気が確保され、湿気が滞留しない構造であること。
- ・ 直射日光がボーリングコアに直接当たらないよう、必要な措置（ブラインド等を含む）が講じられていること。

(2) 観察室に関する条件

- ・ ボーリングコアの観察、記録及び撮影が可能な作業空間を有すること。
- ・ 作業机及び椅子を設置可能であること。
- ・ ボーリングコアの観察に必要な十分な照度を確保できること。
- ・ 作業従事者が利用可能なトイレが確保されていること。
- ・ ボーリングコアの観測に必要な岩石カッター等を使用するための、単相 100V のコンセントが完備されていること。

(3) 保管に関する条件

- ・ 施錠可能であり、第三者が容易に立ち入ることができない構造であること。
- ・ 不法侵入を検知し、速やかに通報・連絡が可能な防犯体制を有すること。
- ・ ボーリングコア箱を収納できる保管棚が設置されていること。
- ・ 保管棚は、ボーリングコア箱（横幅 約 103cm、奥行 約 30cm、高さ 約 9cm、重量 約 46kg/箱、4段で積載可能）に対応した強度を有すること。
- ・ 4,000 箱以上のボーリングコア箱を収納可能であること。

(4) 搬出入に関する条件

- ・ ボーリングコア箱の搬出入に支障のない動線を有すること。
- ・ 荷捌きスペースを確保できること。
- ・ 作業時に作業員及び機材が安全に運用できること。

6. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

福井県敦賀市内

(2) 納入条件

据付調整後渡し

7. 検収条件

原子力機構立ち会いのもと仕様が合致することを確認する。

8. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA 機器等)が発生する場合は、これを採用する

ものとする。

- (2) 本仕様書に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 9. 協議

本仕様書に関して、あるいは記載のない事項について疑義が発生した場合は、原子力機構及び受注者双方協議の上対処するものとする。

## 10. 適用又は準拠すべき法令等

本仕様書に基づく調査の作業条件等を決定するにあたり、適用又は準拠すべき法令・規格・基準等（以下「適用法令等」という。）の主なものは以下のとおりである。以下の適用法令等の他、受注者が、調査を実施するにあたり、適用又は準拠する必要があると判断する適用法令等は調査前に速やかに原子力機構に対し書面にて確認を得ること。

- ・ 消防法
- ・ 建築基準法
- ・ 倉庫業法
- ・ 労働安全衛生規則

## 11. その他

受注者は、本契約に係る異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するとともに原因分析や対策検討を行い、原子力機構の確認を受けた後、主体的に改善を図ること。

以上